

議会運営委員会理事会記録

令和8年1月7日（水）

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
臨時会の提案事項について	3
陳情審査結果報告について	3
議員提出議案について	
従来の健康保険証の復活を求める意見書	4
臨時会の日程について	5
本会議の会議録署名議員について	5
発言通告について	5
予算特別委員会について	
(1) 設置及び構成について	6
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	6
(3) 資料請求について	1 1
令和8年第1回定例会の日程について	1 1
議会費に係る令和7年度一般会計補正予算について	1 2
政務活動費ファイルの提出について	1 3
杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定について	1 3

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和8年1月7日 (水) 午前9時59分～午前10時32分			
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 矢口 やすゆき 理事 山田 耕平 理事 ひわき 岳 理事 中村 康弘 理事 奥山 たえこ 理事 田中 朝子			
欠席理事	(なし)			
理事以外の出席議員	議長 木梨 もりよし 副議長 川原口 宏之			
出席理事者	(なし)			
事務局職員	事務局長 秋吉 誠吾 事務局次長 村野 貴弘 庶務係長 田口 昌実 調査担当係長 武原 進悟 議会法務係長 武士 清亮 議事係長 萩輪 悅男 担当書記 森 菜穂子			

(午前 9時59分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、12月1日、12月5日の1回目、12月5日の2回目、12月10日の4回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《臨時会の提案事項について》

脇坂理事 次に、臨時会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から条例1件、補正予算1件が提出される予定でございます。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定でございます。説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件についてはこの後の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《陳情審査結果報告について》

脇坂理事 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 12月12日に開催された保健福祉委員会において陳情審査が行われ、陳情審査結果報告書が議長宛てに提出されました。閉会中に審査が終了した案件については、できるだけ早めに本会議で結論を得るべきと解されているため、本臨時会で議題としたいと考えています。

資料2を御覧ください。令和8年第1回臨時会委員会付託陳情審査結果でございます。保健福祉委員会、5陳情第29号から第31号、第43号、6陳情第25号、以上の陳情については趣旨採択すべきものと決定。7陳情第17号、第19号、第20号、以上の陳情については採択すべきものと決定。

なお、これらの陳情を臨時会で採決するためには、区長は、地方自治法第102条第4項の規定に基づき、臨時会に付議すべき事件として追加告示する必要がございます。そ

のため、この後開催の議会運営委員会で了承が得られましたら、議長名で区長宛てに追加告示の依頼を行うことになります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件についてはこの後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《議員提出議案について》

従来の健康保険証の復活を求める意見書

脇坂理事 次に、議員提出議案についてです。

従来の健康保険証の復活を求める意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。先ほど陳情審査結果報告でも説明のとおり、7陳情第19号が保健福祉委員会で採択すべきものとされたことに伴い、議員提出議案第1号従来の健康保険証の復活を求める意見書を提出するものでございます。提案説明は保健福祉委員会の田中朝子委員長で、意見書の内容は資料のとおりでございます。

なお、先ほどの陳情と同様、本議員提出議案を臨時会で採決するためには、区長は、地方自治法第102条第4項の規定に基づき、臨時会に付議すべき事件として追加告示する必要があるため、この後開催の議会運営委員会で了承が得られましたら、区長宛てに追加告示の依頼を行うこととなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 事務局に質問です。7陳情第19号についてその意見書の提出を求めるということですが、これは委員会のときに決定したものになりますね。そうすると、この後、来週になりますが、本会議を経たときに、万が一、委員会とその結果がたがえたというか、異なるものになった場合にはどういう扱いになるんでしょうか。

事務局次長 本会議の採決結果が最終的な結論ということになります。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件はこの後開催の議会運営委員会でも説明をいたします。

また、この議案の付託先ですが、付託省略としてはと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この後開催の議会運営委員会でも確認いたします。

《臨時会の日程について》

脇坂理事 次に、臨時会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。令和8年第1回臨時会日程（案）でございます。

1月14日、会期は1日間。午前10時、本会議を開会、議案上程、委員会付託。本会議終了後、総務財政委員会を開催。総務財政委員会終了後、議会運営委員会理事会を開催。議運理事会終了後、議会運営委員会を開催。議運終了後、本会議を再開し、議案上程、採決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）については、議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

また、日程（案）にはございませんが、先ほど御説明した陳情及び議員提出議案について追加告示された場合は、再開後の本会議で採決となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、臨時会の日程（案）についてはこの後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 会議録署名議員は、6番田中ゆうたろう議員、41番おおつき城一議員、以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願ひいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 1月14日水曜、本会議の発言通告について、会期の決定から議案付託、陳情及び議員提出議案に対する討論は2日前の1月9日金曜午後5時まで、区長提出議案に対する討論に関しては、本会議再開までの時間がないことから、総務財政委員会終了から10分後までとしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、発言通告の期限についてはこの後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

脇坂理事 次に、予算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 令和8年第1回定例会において、令和8年度当初予算の議案が区長から提出される見込みのため、昨年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、予算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

脇坂理事 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間についてです。

11月10日の議会運営委員会理事会で審査区分における質疑の在り方について、各会派に持ち帰り、お考えをいただくことになっていました。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5－1を御覧ください。令和8年予算特別委員会の審査方法についてでございます。

内容は昨年と同様の考え方で作成しています。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間、審査区分は、資料記載の表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は6分とし、審査順序、審査時間、裏面の質疑持ち時間については記載

のとおりでございます。

資料5－2は、以上を踏まえて作成した日程（案）でございます。

11月10日の議運理事会において、審査区分における質疑の在り方について御協議いただきましたが、改めて予算特別委員会に向けて御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 続いて、各会派から出た意見について報告をお願いします。

矢口理事 これまででもお話ししておりますとおり、この審査区分に沿った審議、質疑をしつかり行うべきであるというふうなスタンスは変わらないです。それによるやり方の変更であれば、柔軟に対応していきたいなというふうには考えております。

以上です。

山田理事 4ブロックの分けについてはこのままなんすけれども、第1ブロックに総括を入れたらどうかという話になっています。というのも、これまで代表質問があるから総括的な観点で質問ができるというような話が歴代の議会運営委員会であったと思うんですけれども、非交渉会派も増えているということも踏まえて、総括を入れたらどうかという意見が出ています。

以上です。

ひわき理事 これは前回の理事会でも発言したんですが、同様の考え方であります、審査区分にしつかり沿って審議を行うというのがまず大前提だと思っております。その上で、第1ブロックの時間の短縮というのは、非交渉会派の方の持ち時間を考えると難しいだろうというふうに思っております。なので、もし第1ブロックの中で、例えば後ろの2、3、4ブロックのどこかの款のものを前倒しで第1ブロックに含めるであるとか、そういった扱える中身を第1ブロックに少し増やすというやり方はあり得るんじゃないかなというふうに会派のほうでは思っております。

それと、やはり前提として、まだ1期目の議員の方もたくさんいらっしゃるということもありますので、款の内容、どういう審議をしていいのか、してはまずいのか、その周知というのをもう少し明確に私たちのほうでも改めてしていかなければいけないなといった意見でございます。

以上です。

中村理事 まず、審査方法、日程及び質疑持ち時間については現行どおりでいいという考え方です。ただ、質疑の在り方につきましては、前回、決特で当会派の渡辺委員長のほうからも意見がございましたけれども、やっぱりせっかくこういった形で款もしつかり明確に分けてそれぞれやっていくという運営方法になっておりますので、質問する側と

しても、やはりそれに沿った形で、理事者の方もやっぱりこの委員会以外にもいろんな予定もありますので、そういうことも踏まえて、しっかりとそのルールというものは遵守していただきたいと、これは委員長会派として、また予特の副委員長ということもこれまでありましたので、そういう会派としても、やはり各会派内でその辺の款違いをしないようにということで、しっかりとルールの徹底をお願いしたいという意見がございました。

以上です。

奥山理事 自民党さんがおっしゃったとおり、審査区分に沿ってきちんと審査していくということに変わりありません。以上というところなんですが、総括については、決算特別委員会のときの在り方を振り返って、この理事会でも検討しました。いろいろ意見が出ましたけれども、確実な結論が出たというふうにはまだ私は認識しておりませんので、それは引き続きどこかでまた話し合っていただければと思います。

それから、今、共産党の山田理事から予算のほうにも総括を入れたらどうかというふうな御意見がありますて、それはちょっと気がつかなかつたので、その手もあるかなと思った次第です。ただ、そうすると、また、総括とは何かという問題になると思いますので、そこも併せて必要があればお話しitただければと思います。

以上です。

田中（朝）理事 私たちも審査区分に沿ってやるべきだというのは変わりありません。また、このブロックと、あと時間、これも現行どおりでいいと思っています。

先ほどのいわゆる款違いのお話ですけれども、予算も総括を入れるか入れないかということもありますけれども、最初の1問前提となるところぐらいは変わってもいいと思うんですよ、ちょっと。だけれども、その後ずっと沿わないでやるというのが割と散見される。私も委員長をやらせていただきましたけれども、皆さん熱心にやられているので、それを止めるというのがなかなか難しいんです。それで、何をおっしゃりたいのかが途中まで分からぬというのもあるので、ちょっとそういうところは、私どもももちろんそうですけれども、各会派できちんとある程度一定の線を決めて質疑に臨んでいただきたいなというのは思います。

以上です。

脇坂理事 それぞれ各会派の御意見をいただきましてありがとうございました。御質問、御意見等、聞いてみたいこと等がございましたら、それよろしくお願ひいたします。

私のほうから、まず前提といたしましては、理事会の予定をしていますのが、第1回定例会の告示のタイミングの理事会が最後になると思っていますので、協議できるのは

今日ともう1回の理事会、そこまでに決定をしなければいけないというふうに思っておりますので、その点だけまず前提として御了承いただきたいと思います。ですので、持ち帰るにしても、そう大きく変更するということはなかなか時間制限的には難しいのかなというふうに思っています。ただ、本当に必要があれば、1月中でも理事会を開くことはできますので、それも踏まえて御検討いただきたいと思いますが、御質問等がございましたら、ぜひお願ひいたします。

山田理事 うちは総括というのを入れたんですけれども、ほかの会派の皆さんと合意するところですので、このままで取りあえずやってみて、また課題が見えてきたら、次の機会に検討するというところでよいのではないかというふうに思っています。

脇坂理事 では、私からもう1点、これも提案になるんですけれども、審査区分に沿って質問をする、それを止めることもなかなか予決特の委員長として難しいというお気持ちは、心情的には理解できるところだというふうに思っています。例えばですけれども、特に1回目の審査区分のときになるかと思いますが、理事者の入場をその款に関係する理事者のみにあらかじめ制限をしてしまって、要するに、よその分野の理事者の方が出入りをしてしまっているということが多く見られるので、質問がもし多岐にわたるようになっても、答えられるのは、例えば条例部長しかいないのであれば、条例部長の理解の範囲でしか答弁はできないので、今後の答弁は次の款のところでお願いしますというような形にしてしまえば、もう物理的にその款に沿った質問しかできなくなるのではないかなどというふうに思うんですけれども、そういった意見も少し御検討いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

矢口理事 今、脇坂委員長がおっしゃられたような形で、ある意味理事者の制限をかけるというところで強制的にその款の質問に限定させるというのは私もありだと思いますし、改めて各交渉会派の代表の皆様が出ている理事会ですから、その中でせめて交渉会派のメンバーの皆さんの中では、やっぱりこの款の中でしっかりとやっていくんだというところを徹底していただくのがもう一番いいのかな。本当にこれ以外のものであれば、やっぱり一般質問とかいろいろと時間はあるわけですし、ある意味政治に関わる議員の皆様、言葉に対する言論のプロというふうなところもあるわけですから、その款ごとに決められた中でしっかりと質疑をしていくというところが、私はある意味大事なスタンスではないのかなというふうには思いますので、以上です。

中村理事 理事者の制限に関してちょっと1つ思ったのは、款をまたぐ事業があつたりするじゃないですか。教育分野と緑、公園とか、そういうときに、その辺のところはどうなんですか。そこはもう理事者任せという感じになるんですか。質問の趣旨として、ど

うなんですか。その辺の調整をやった上で制限をかける、それとも、もう有無を言わさず、質問に限らず、もうとにかく理事者サイドで款ごとに理事者を区切るというやり方になるんですか。

脇坂理事 正直、そこまで及んでの発言ではないんですけども、実はこの私のアイデアというのは、七、八年ぐらい前に、また議運の委員長をやっていたときにも同じようなことを当時の総務部長、政経部長に提案したこともありますて、ただ、これは裏の話になってしまいますが、条例部長が答弁できないということを予算委員会の場、決算委員会の場で、そういう姿を見せたくないというようなことを言われてしまいました。なるほど、そういうこともあるのかなというふうには思いましたし、ですので、それ自身をやりたいということでは決してなくて、先ほど来皆さんにおっしゃっているような形で、皆さんが暗黙の了解の中でしっかりと款違いのないようにやっていっていただけるのであれば、何もルールを増やすことは決してないというふうには思っていますので、そういったところの、先ほどおっしゃった言論のプロとしてのそれぞれ皆さんの自覚と行動によるのかなというふうには思っています。答えになつていなくて申し訳ないんですけども。

山田理事 本当に問題意識は共有しているのかなというふうに思っていますので、まずは第1回定例会、一回こういった問題意識も持ちながらやってみて、それでまた改善されないようであれば、そういった理事者の制限なんかについても検討していくというような形で一段置いてもいいかなというふうに思っています。

ひわき理事 どうしても款の内容を、ブロックの今の分け方を変更することもあり得るんじゃないかなというふうに、先ほどそういった意見も会派の中であったというふうに申し上げましたけれども、やはりまずはこれまでのやり方というのを徹底することを、私も含めて、私たち理事会のこのメンバーが各会派できちんと共有をして取り組んでいくということからやっていく、そこでまた問題が発生したら、問題意識をこれまでしっかりと皆さんで共有してきてるので、解決方法を改めてそのときにまた考えていくという形でよろしいかと思います。

脇坂理事 では、大方よろしいでしょうか。改めて予算の正副委員長になられる会派の方におかれましては、こういった理事会での協議があったということをお伝えいただいて、そういった権限は強く持っているんだということも含めてお伝えいただいてよろしいかというふうに思います。

併せて、ただいまの議論につきましては、事務局から提案のあったとおりで、予算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間について、説明のとおりとしてよろしいで

しょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

(3) 資料請求について

脇坂理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。令和8年予算特別委員会の資料請求について（案）でございます。

請求の提出方法は、L o G o フォーム、メール、紙による請求とします。同じ案件をL o G o フォーム、メール、紙で重複して請求しないようお願いいたします。受付開始は2月3日火曜午後1時からとし、期限は2月12日木曜午後1時まで。提出の最終日は1定の初日で、カウンターに傍聴者も来庁するため、積極的にL o G o フォームやメールを御活用いただければと思います。

資料請求書の原稿は1月23日金曜日にLINE WORKSに掲載する方法で配付します。また、参考として、修正等があった前回の請求書をLINE WORKSで配付します。

ここからは事務局のお願いになりますが、請求件数が多い傾向にあるため、請求内容の精査や既存の統計資料等を御利用いただくようお願いいたします。特に請求内容は疑義が生じないよう、明確かつ具体的に請求をお願いします。また、受付期間の最終日に提出が集中する傾向がございます。理事者の資料作成の期間が設けられるよう、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール案は裏面のとおりでございます。以上の内容を会派で共有いただくようお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

《令和8年第1回定例会の日程について》

脇坂理事 次に、令和8年第1回定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。令和8年第1回定例会日程（案）でございます。

2月12日から3月19日まで、会期は36日間。2月12日木曜、初日は午前10時開会、予算編成方針説明、代表質問。なお、2月16日月曜は、予定で代表質問を入れていますが、

代表質問の時間の見通しや一般質問の人数により変更となる可能性がございます。2月19日木曜、中日は、本会議終了後、予算特別委員会の正副委員長互選。2月20日金曜から3月5日木曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。3月6日金曜から予算特別委員会を開催。3月18日水曜、議場において予算特別委員会の意見開陳。3月19日木曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

また、日程（案）にはございませんが、2月2日月曜午前10時から議運理事会を開催し、当初予算の説明が行われる予定です。また、2月3日火曜午前10時から議運を開催予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 私からですけれども、特に初日からの本会議が6日間ということで、今のところ、昨年のをベースにして事務局から提案をしてもらっています。これは代表質問と一般質問とかなり日程がタイトになってくるということは予想されるのかなと、昨年の傾向も踏まえてということになりますけれども。今回の第1回定例会につきましてはこの日程案ということで進めることを事務局としても考えているというところではありますけれども、もしこれがあまりに本当に6時、7時とかという形で終了時刻が遅くなってタイトになるようなことがあるようでしたら、また来年以降ですけれども、本会議の日程というもの、中日まで何日間にするのかということは考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、そういったことも前提に頭に入れながらということで、皆さんも様子を見ていただけたらと思います。

では、第1回定例会の日程（案）につきましては、この提案でこの後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《議会費に係る令和7年度一般会計補正予算について》

脇坂理事 次に、議会費に係る令和7年度一般会計補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料8を御覧ください。令和7年度一般会計補正予算に係る資料でございます。

例年、1定の最終補正予算において、予算残額が見込める予算について減額補正をしています。

議会費に係る予算では、行政視察旅費、交流自治体訪問旅費等として議員分400万円、事務局費に係る予算では同様に70万円の減額を見込んでいます。この内容で1定の補正予算において計上の予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

《政務活動費ファイルの提出について》

脇坂理事 次に、政務活動費ファイルの提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 政務活動費について、12月分までのファイルの締切りが明後日、1月9日金曜日となっています。既に提出されている方もいますが、今年度まだ一度も提出いただいているない方もいらっしゃいます。1年分の書類を年度末、あるいは4月に入ってから初めて提出となると、5月の公開まで短期間で確認を行わなければならず、事務局職員の負担が増大してしまうため、職員のワーク・ライフ・バランスの観点から提出期限の遵守に御協力をお願いいたします。本日時点で今年度一度も提出していない議員は15名でございます。

なお、例年と同様、今年度分のファイルの最終提出締切日を4月3日金曜とし、締切日を過ぎて提出された方につきましては、事務局による点検をせずに、そのまま交付額の確定、書類の公開とする予定でございますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

以上の内容を会派所属議員への周知をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、会派所属議員への周知と御協力をよろしくお願ひいたします。

《杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定について》

脇坂理事 次に、杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定について、事務局から説明

をお願いします。

事務局次長 地方自治法の一部改正により、令和8年4月1日から同法第244条の6第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会及び長は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないものとされました。12月9日のDX・議会改革に関する特別委員会でも報告されたところでございますが、区では、サイバーセキュリティの方針を、既存の情報セキュリティ基本方針を修正し、基本方針に含める形で策定しました。サイバーセキュリティの方針は、各執行機関において自らの方針として決定しなければならず、議会においても自らの方針を定める必要がございます。事務局としては、区の方針に倣い、サイバーセキュリティを確保する方針を含む情報セキュリティ基本方針を策定することとしました。

資料9を御覧ください。杉並区議会情報セキュリティ基本方針（案）でございます。

基本的な内容は、区が定める基本方針とほぼ同様ですが、6、情報セキュリティ対策の項において、議会事務局に係るセキュリティ対策と議員に係るセキュリティ対策を分けて定めることとしました。議会事務局については、区長部局の各部署と同様に区の情報インフラを利用していることから、区が定めるセキュリティ対策を踏襲することとしました。議員については、皆様が使われている貸与パソコン端末や議会のインターネット回線について、現状のセキュリティ対策をまとめ、方針に盛り込むこととしました。このことによって、現在使用されているパソコンやインターネット接続において取扱いが変わることはございません。

以上について各会派の御意見を伺い、方針を策定したいと考えています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 質問です。区長部局には情報公開に関する審議会、今は諮問などは基本的にやらないんですが、そういうのがありますけれども、区議会にはないので、私もよく分かっていなかったなと思って、今、認識したんですが、例えば傍聴にいらっしゃる方の傍聴申請だとか、もしかしたら、情報公開請求をする人の申請だとか、そういったものは紙ベースで提出されていますが、これはつまり、データに変換しているのかどうかということと、それから、もし変換しているとするならば、この情報セキュリティの対象になるのかなど、それはどうなっているんでしょうね。

事務局次長 議会のほうも情報公開請求の制度がありますので、先日、個人情報の保護条例も議会として策定しております。これが決まれば、事務局は区にのっとったセキュリティ対策方針に沿うような形で、ちょっと違うのは、議員の皆様はシステムも区とは

分けているシステムなので、そこは違うような方針をつくっています。それに基づいて対策基準をつくり、実際は貸与パソコンについては基準を設けていますので、実施手順を定めていくという流れになるような形です。

さっき奥山理事がおっしゃったのは、この基本方針というよりも、個人情報保護条例の関係かなというふうな感じではございます。

奥山理事 説明が足りなくてすみません。つまり、先ほど言ったような傍聴者の情報などがデータとして保存されているとすると、それもセキュリティーの対象になるのかなと考えたんですけども、その辺がちょっと私はずれていますかね。

事務局次長 もちろん対象となってきます。それをどういうふうに守っていくかというのはもちろん対象とはなりますけれども、そちらについては、どちらかというと個人情報保護条例の範疇かなというふうな感じで考えているところでございます。

庶務係長 傍聴券の申請に関わるところでのものですが、特に電子化して保存とかはしてございません。紙で提出していただいたものをそのまま保存しております。

中村理事 このセキュリティ基本方針（案）は、データか何かで、LINE WORKS か何かで配信されるんですか。これを会派で検討するにしても、データとしていただけるのかどうか、どういう形でいただけるんでしょうか。

庶務係長 それでは、後ほどLINE WORKS でお送りするようにいたします。

脇坂理事 よろしいですか。——それでは、ただいま説明があった方針案については、後ほどLINE WORKS で事務局から送っていただきますので、各会派にお持ち帰りいただきまして、次回以降に意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

（午前10時32分　閉会）